

令和8年鉾田市農業委員会1月定例総会議事録

日 時	令和8年1月23日（金）午後2時00分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出欠状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1番</td> <td>箕輪 秀克</td> <td>出</td> <td>13番</td> <td>海老原康廣</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>2番</td> <td>伊藤美智男</td> <td>出</td> <td>14番</td> <td>草野 克信</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>3番</td> <td>荒野 信寿</td> <td>出</td> <td>15番</td> <td>井川 栄</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>大貫 修一</td> <td>出</td> <td>16番</td> <td>城田 俊男</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>5番</td> <td>村上 勝信</td> <td>出</td> <td>17番</td> <td>本沢 千代</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>6番</td> <td>飯岡 政一</td> <td>出</td> <td>18番</td> <td>永井 司</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>菅谷 卓司</td> <td>出</td> <td>19番</td> <td>齊藤 新一</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>8番</td> <td>関根 薫</td> <td>出</td> <td>20番</td> <td>長峰 克巳</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>9番</td> <td>箕輪美代子</td> <td>出</td> <td>21番</td> <td>梶間 幸一</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>10番</td> <td>山口 陽一</td> <td>出</td> <td>22番</td> <td>菅谷 美尚</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>11番</td> <td>石田 一博</td> <td>出</td> <td>23番</td> <td>山口 正重</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>12番</td> <td>菅谷 幸子</td> <td>出</td> <td>24番</td> <td>小室 満</td> <td>出</td> </tr> </tbody> </table>	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出	2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出	3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出	4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出	5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出	6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出	7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出	8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出	9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出	11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																										
1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出																																																																										
2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出																																																																										
3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出																																																																										
4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出																																																																										
5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出																																																																										
6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出																																																																										
7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出																																																																										
8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出																																																																										
9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出																																																																										
10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出																																																																										
11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出																																																																										
12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出																																																																										
事 務 局	花塚局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 三島係長																																																																														
議 長	6番 飯岡政一（会長）																																																																														
議事録署名人	21番 梶間幸一 23番 山口正重																																																																														
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																														
議 題	<p>議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について</p> <p>議案第 2 号 地域計画の変更に対する意見決定について</p> <p>議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について</p> <p>議案第 4 号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第 5 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第 6 号 農地改良協議に対する同意について</p> <p>議案第 7 号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について</p>																																																																														

	<p>議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について</p> <p>議案第 9 号 農業委員会事務局職員の人事について</p> <p>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について</p> <p>報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第 3 号 農地法制限除外の届出について</p> <p>そ の 他</p> <p style="text-align: center;">（開 会）</p> <p>事務局 それでは、定刻前ではございますが、全員がおそろいになりましたので、ただいまから令和 8 年銚田市農業委員会 1 月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p> <p>会長 どうも皆さん、こんにちは。初めての方もいらっしゃいますので、今年最初の総会ということで、本当に明けましておめでとうございませう。今年もひとつよろしくお願いをいたします。</p> <p>年明け早々いろいろなこの日本で政局がかなり目まぐるしく動いているさなか、衆議院選挙、おとしやったばかりで、また今年もということで、去年は参議院選挙で、続けて 3 年国政選挙をやるということ、非常に私もこういうのでいいのかなと思っております。というのは、やはり昼間テレビを見ていましたけれども、投票率が前回は 50% ちょっとでございました。今回は、恐らくもっと下がるのではないかなと思っております。そっちのほうはやはり国民が選挙疲れに入っているのではないかなと思っております。</p> <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%;"></div>
--	--

銚田市にとりましても、いろいろやはり問題が解決、非常に解決はしませんけれども、問題が山積しております。

我々農業委員もそうなってくると、非常に仕事もだんだん増えてくるのではないかなと思っております。現に、私が農業委員になってからは、かなり仕事も増えております。それと、これは皆さんでタブレットを利用するということで、みんなタブレットでこれからはやるということで、非常に私の頭では、もうこのタブレットを動かすのに頭が非常に固くなってしまって、柔らかくするのに非常に大変で苦慮しておりますけれども、やはりそういうふうにどんどん、どんどん時代は変わっておりますので、皆さんもひとつそういう点ではいろいろ勉強していただいて、やはり銚田市の発展のために、農業委員会としてまだ頑張っていただければいいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

まとまらない話ではございますけれども、今日も1日慎重審議

		<p>のほう、皆さんよろしくお願ひいたします。 以上です。</p>
事 務 局		<p>ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事の進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議 長		<p>ただいまの出席委員は24名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会1月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思ひますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長		<p>異議なしと認めます。会期については本日1日限りといたします。</p>
議 長		<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長		<p>異議なしと認めます。会議録署名人に、21番 梶間幸一 委員、23番 山口正重 委員の両名を指名いたします。</p> <p>(先月やっているんでの声あり)</p>
議 長		<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。</p>
議 長		<p>これより議事に入ります。</p> <p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利</p>

		<p>の設定、移転の許可について)</p>
議	長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>番号1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事	務	<p>番号1番について、ご説明いたします。申請件数につきましては1件、地目、田2筆。面積は3,560平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買となっております。農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■番、■■■■委員の退席を求めます。</p> <p>(■番 ■■■■ 委員退席 午後2時05分)</p>
議	長	<p>それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。</p>
城田俊男委員		<p>16番、城田です。3条1番の説明に入ります。</p> <p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、■■■■の関係です。■■■■さんの■■■■さんと■■■■さんが■■■■だそうです。この農地は、10年以上前から■■■■さんが畑で手いっぱいなので貸すからということで、■■■■さんが作付していましたが、この先も■■■■さんは田んぼを作る気がないということなので、■■■■さんに売買の話になったそうです。</p> <p>■■■■さんは、ニンジン、サツマイモ、稲作を中心にした農家です。米を増産するため、申請地を取得したいとのことです。譲受人は農作業に常時300日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番について申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定をいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>■番, ■委員の入場を認めます。</p> <p>(■番 ■委員 午後2時07分)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号2番から番号18番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号2番から番号18番まで、ご説明いたします。 申請件数につきましては17件、地目、田7筆、畑34筆、計41筆。面積は11万9,559平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買15件、普通贈与2件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号2番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>荒野信寿委員</p>	<p>3番、荒野です。よろしくお願いいたします。 申請番号2番についてご説明申し上げます。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは■の間柄です。このたび農業経営規模拡大のため、売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは申請地を譲り受けて水稲、コマツナを作付することでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われしますので、よ</p>

<p>議 長 大貫修一委員</p>	<p>ろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>4番、大貫です。3番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは、■■■さんがもともと■■■の人で、この案件の田も隣同士ということです。これまた規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったとのことでございます。</p> <p>■■■さんは、ニンジン、水稻、サツマイモなどを作付している農家であります。■■■さんは、■■■に勤めていて農家をしていないのですが、■■■さんが30代になっており、家の仕事を実習生とともにしております。■■■さんは高齢なのですが、このように■■■さんが年間300日以上従事しており、何ら問題ない案件と思われれます。農地法第3条第2項に係る許可要件において、何ら問題ないと思われれますので、よろしくご審議ください。</p>
<p>議 長 草野克信委員</p>	<p>続きまして、番号4番から番号6番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>14番、草野です。番号4番から6番について説明いたします。 説明に入る前に、4番譲渡人、■■■さん、5番譲渡人、■■■さん、6番譲渡人、■■■さんの3人は、■■■生まれの■■■でございます。相続した土地の売買です。</p> <p>初めに、4番について説明いたします。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは■■■の間柄です。このたび、■■■さんより■■■に住んでいるため管理ができないということで、■■■さんを買ってほしいとの申出があり、■■■さんも経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったそうです。■■■さんは、ジャガイモ、サツマイモを中心に経営面積も10ヘクタール以上あり、研修生も10人いて、地域の担い手、リーダーとして頑張っております。取得後は、サツマイモを栽培するそうです。</p> <p>次に、5番について説明いたします。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは■■■の間柄です。このたび、■■■さんより■■■に住んでいるため管理ができないということで、■■■さんを買ってほしいとの申出があり、■■■さんも経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったそうです。</p> <p>続きまして、6番について説明いたします。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは■■■の間柄です。このたび、■■■さんより■■■に住んでいるため管理ができないということで、買ってほしいとの申出があり、■■■さんも経営規模拡大ということで売買が円</p>

<p>議 長</p>	<p>満にまとまったそうです。3件とも権利移動に係る許可要件について何ら問題がないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号7番から番号9番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>城田俊男委員</p>	<p>16番、城田です。3条7番の説明に入ります。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんはご自身、■■■■をはじめ近所ということもあり、自宅の周りを下に行って回り裏手から横にある土地の話となり、今回、■■■■さんが新規の就農の希望もあり、■■■■さんと売買契約がまとまったということです。■■■■さんは、■■■■に280坪ほどの農地でネギ、大根等を作っている方です。これからも面積を増やしていきたいとのことです。農機具等は■■■■のほうに耕運機など大小四、五台あるそうです。譲受人は、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>3条8番の説明に入ります。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の関係でございます。このほど■■■■さんが後継者もいないということもあり、売買の話となり、規模拡大ということで売買契約がまとまったということです。■■■■さんは、ハウレンソウ、サツマイモ、ゴボウ等10町歩ほどの経営面積です。後継者も現在■■■■歳ですが、熱心に取り組んでいます。農作業にも年間300日以上従事しており、地域との調和要件においても支障はないと考えますので、よろしくご審議をお願いします。</p> <p>3条9番の説明に入ります。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんの要件は、3条8番と同様に売買契約です。■■■■さんは、サツマイモ、ゴボウなどを中心とした農家で、面積もやはり10町歩ほど経営していきまして、後継者は今■■■■歳ですが、増産をするための申請地を取得したいとのことです。譲受人は、350日以上作業に従事しており、下限面積要件、調和要件においても支障はないと考えますので、問題ないと思っておりますので、よろしくご審議のほど申し上げます。</p>
<p>議 長</p> <p>山口正重委員</p>	<p>続きまして、番号10番、番号11番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>23番、山口です。申請番号10番についてご説明いたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子の間柄でございます。このたび、■■■■さんの農業経営の安定を図るため、</p>

<p>議 長</p>	<p>贈与が円満にまとまったということです。■■■■■さんは、経営は既に任されており、このたび還暦を迎えるということで贈与中のことです。今後も申請地で農業を続けるということです。何ら問題のない案件なので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>続きまして、申請番号11番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■■さんと譲渡人、■■■■■さんは■■■■■の間柄でございます。このたび、■■■■■さんの希望により、■■■■■さんの経営規模拡大のために円満に売買契約がまとまったということでございます。■■■■■さんは、水稻、葉物などを中心とした農家であり、後継者も熱心に取り組んでおり、今後も申請地で耕作を続けるということでございます。つきましては、第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>それでは、続きまして、番号12番から番号14番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷幸子委員</p>	<p>12番、菅谷です。12番について説明いたします。</p> <p>譲渡人の■■■■■さんと譲受人の■■■■■さんとは■■■■■の仲だそうです。このたび、■■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったということです。■■■■■さんは、葉物を中心とした農家であり、取得後も作付すると思われまますので、何の問題もない案件かと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、13、14は同じ譲渡人の方なので、一緒に説明いたしたいと思ひます。譲渡人の■■■■■さんですが、■■■■■が亡くなり、自分が相続するために、今度この土地を近所で農家をしていた譲受人の■■■■■さんと■■■■■さんを買っていただくということが円満にまとまり、2人とも規模拡大ということで、快く譲り受けたそうでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>永井司委員</p>	<p>それでは、番号15番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>18番、永井です。15番について説明いたします。</p> <p>■■■■■さんと■■■■■さんは■■■■■の間柄でありまして、このたび■■■■■さんの土地を買ってこないかという相談がありまして、■■■■■さんが買うことに決めたそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思ひます。なお、■■■■■さんは造園業の傍ら葉物を栽培しておりまして、何ら問題ないと思われまますので、よろしく審議お願いしたいと思ひます。</p> <p>続きまして、番号16番、番号17番について地元委員の説明を</p>

<p>議 長</p> <p>菅谷美尚委員</p>	<p>求めます。</p> <p>22番, 菅谷です。16番についてご説明いたします。</p> <p>譲渡人, ■■■■さんと譲受人, ■■■■さんは■■■の関係です。■■■■さんが高齢になったため, ■■■■さんの■■■さんに贈与をするという話がまとまったそうです。■■■さんは, ■■■■に住んでいますが, ■■■■に休日に■■■, 家庭菜園から始めたいとのことです。会社を定年した後は, ■■■■に■■■, 農業をしたいとのことでした。問題のない案件と思われまますので, よろしくご審議お願いいたします。</p> <p>続きまして, 17番についてご説明いたします。</p> <p>譲渡人, ■■■■さんと譲受人, ■■■■の■■■さんは■■■の間で, 農業を続けるのが難しくなった■■■さんが■■■さんに相談したところ, 近くに自分の農地もあり, 面積的にも申し分ない農地なので, 売買の契約が円満にまとまったとのことです。■■■さんは, サツマ, 葉物を中心にした農家さんで, 取得後も農地で葉物を生産するとのことでした。問題のない案件と思われまますので, よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>関根薫委員</p>	<p>続きまして, 番号18番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>8番, 関根です。18番について説明いたします。</p> <p>譲受人, ■■■■さんと渡人, ■■■■さんとは■■■の間柄です。このたび, ■■■■さんと■■■さんの売買の契約が円満にまとまったようです。受人の■■■さんは, サツマイモを大量に栽培しており, 農業の経営規模拡大ということで, そういう経営方針で押していくということです。延べ従業員が常時15人従事しており, トラクター等も大型7台を所有しております。そのほかにも農家さんからサツマイモの買受けをしており, 問題ないと思われまます。この農地法3条2項の権利移動に係る地域との調和要件においても, 問題ないと思われまますので, ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>大貫修一委員</p>	<p>それでは, 番号2番から番号18番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>はい, どうぞ。</p> <p>僕, 柏熊なのですけれども, ■■■■って分からないのだけれども, どちら辺になっているのですか, これは, ■■■■ってどちら辺なのですか。</p>

<p>関根薫委員</p>	<p>前から のほうに向かって行く途中に の左手側の道路挟んで反対側になります。9反ちょっとくらいはあるのですけれども、一角で、私も現地を見て、サツマイモを作る、何してもやりやすい環境の場所かなと、そういうところです。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>そこら辺が というのですか。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>あります。そこは、 とか、 がもう一角、距離にしたらその場所から200メートルです。</p>
<p>議長</p>	<p>そのほか質疑のほうどうでしょうか。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 それでは、これより採決のほうをいたします。 番号2番から番号18番について申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番から番号18番を申請どおり許可と決定をいたします。</p>
<p>(議案第2号 地域計画の変更に対する意見決定について)</p>	
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第2号「地域計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>令和8年1月25日付銚農振第573号で地域計画の変更認可について、意見を求められております。土地につきましては、議案書6ページのとおりでございます。申請件数8件、筆数18筆、面積8,222.70平方メートル、申請目的につきましては、賃貸住宅、駐車場ほか記載のとおりとなっております。意見書(案)につきましても記載のとおりでございます。令和8年1月23日、銚田市農業委員会会長、飯岡政一。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決のほうをいたします。</p> <p>議案第2号 地域計画の変更に対する意見決定について、原案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決定をいたします。</p> <p>(議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について)</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>令和8年1月6日付銚農振第580号で農業振興地域整備計画の変更認可についても意見を求められております。土地につきましては、議案書7ページのとおりでございます。申請件数10件、筆数15筆、面積6,332.59平方メートル。申請目的につきましては、進入路、太陽光発電設備ほか記載のとおりでございます。</p>

		外という届出するような案件になっていますので、今後、議案に載るときは制限除外なので届出ということで載る予定です。
草野克信委員		ありがとうございました。分かりました。
議 長		そのほか質疑のほうどうでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議 長		質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 (議案第4号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議 長		続きまして、議案第4号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議 長		番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局		番号1番、申請地、 XXXXXXXXXX 、地目、畑、面積73平方メートル。申請人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 。転用施設、農業用倉庫、53.50平方メートル。事由、農業を営んでおりますが、農地法の許可を得ずに申請地を農業用倉庫として整備をして利用しておりましたので是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。

<p>議長 伊藤美智男委員</p>	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>2番、伊藤です。申請番号1番について報告いたします。 去る1月15日に16番、城田委員、19番、齊藤委員、2番、伊藤と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。</p> <p>申請地は、住宅に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。</p>
<p>議長 梶間幸一委員</p>	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p> <p>21番、梶間です。1番についてご説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、1ページの左側を御覧ください。国道51号線を水戸方面へ向かい、 地区の信号を右へ曲がり、海岸のほうへ向かい、 地区の集落があり、申請人の 内にある農地です。農地法の許可を得ずに申請地を農業用倉庫として使用していましたので、訂正したいということです。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定をいたします。</p>

議 長	<p>案件だと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号2番、権利、賃貸借。申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積228平方メートル。同じくXXXXXXXXXX、地目、畑、面積177平方メートル。計2筆、405平方メートル。賃借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。転用施設、駐車場405平方メートル。事由、現在、XXXXXXXXXXしております。駐車場の利便性を高め、事業規模拡大を図るため、申請地を借り受けて駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 城田俊男委員	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>16番、城田です。5条2番についての報告をいたします。</p> <p>場所については、2ページの左側です。詳細につきましては、地元委員さんをお願いします。</p> <p>申請地は、集落等に接続しており、必要な施設が多く集まっている場所です。第1種農地の判断ですが、農地転用許可基準から判断して、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断したの</p>

	<p>で、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷幸子委員</p>	<p>12番、菅谷です。現況調査員の皆さんご苦労さまでした。 2番について説明いたします。地図は2ページの左側になります。 []より[]のほうに入りまして、200メートルぐらいのところに[]が左側にあるのですが、その駐車場の隣の場所になります。譲受人、[] []が譲渡人、[]さんと[]さんより申請地をお借りしまして、駐車場を整備したいとこのことです。何ら問題ない案件とされますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定をいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号3番、権利、売買。申請地、[]、地目、畑、面積438平方メートル。譲受人、[]、[]。譲渡人、[]、[]。転用施設、自己住宅97.71平方メートル。事由、現在アパートに住んでいるが、子供の成長に伴い手狭なため申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>

城田俊男委員	16番, 城田です。5条3番について報告いたします。
議 長	場所については, 地図2ページの右側です。詳細につきましては, 地元委員さんをお願いします。
菅谷卓司委員	申請地は, 住宅に囲まれた集団性の低い農地ですので, 農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。
議 長	続きまして, 地元委員の説明を求めます。
菅谷卓司委員	7番, 菅谷です。現況調査員の皆様, 大変お疲れさまでした。申請番号3番についてご説明をいたします。
議 長	申請地は, 地図2ページの右側でございます。場所は, [REDACTED], [REDACTED]のところに信号ございますけれども, 信号のほうから東側へ約200メートルくらい行った場所でございます。譲受人の[REDACTED]さんのご[REDACTED]です。譲渡人の[REDACTED]さんと[REDACTED], かつご[REDACTED]の間柄でございます。このたび, [REDACTED]さんから申請地を譲り受けまして, 自己住宅を建築したいとの申請でございます。問題ない案件と思われまますので, よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは, 番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することで, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして, 番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号4番, 権利, 売買。申請地, [REDACTED], 地目,

議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号5番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積500平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、重機置場、資材置場、500平方メートル。事由、[REDACTED]に使用する重機置場及び資材置場として、申請地を借り受けて一時的に利用したい。許可日から令和8年2月28日までの一時転用となっております。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
伊藤美智男委員	<p>2番、伊藤です。申請番号5番についてご報告いたします。場所については、地図3ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いします。</p> <p>申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、一時的な転用であり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
永井司委員	<p>18番、永井です。5番について説明いたします。</p> <p>場所は、地図3ページの右側になります。この土地は、もともと[REDACTED]さんの[REDACTED]が作っていたのですが、高齢のために作れなくなって[REDACTED]さんが相続したものでございますが、そのまま2年ぐらい荒れ地になっておりまして、その間、[REDACTED]話が持ち上がりまして、[REDACTED]で建物を建てたり、[REDACTED]するときの駐車場として使用していたために、始末書が添付されている状態でございます。現在、[REDACTED]が始まりまして、そのために重機を置く資材地として借り受けてございますので、何ら問題ないと</p>

議 長	<p>思われますので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p> <p>それでは、番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号5番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第6号 農地改良協議に対する同意について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第6号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番、届出地、XXXXXXXXXX、畑、800平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。事由、高低差解消。期間は令和8年3月31日までとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、XXXX番、XXXXXXXXXX委員の退席を求めます。</p> <p>(XXXX番 XXXXXXXXXX 委員退席 午後2時54分)</p>
議 長	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p>

		以上でございます。
議 長		現況調査員の調査報告を求めます。
齊藤新一委員		19番、齊藤です。申請番号2番について報告いたします。 場所については、4ページの右側の位置です。申請地は、湿田解消のための行為であります。農地改良制度の要件から判断して、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議 長		続きまして、地元委員の説明を求めます。
小室満委員		24番、小室です。現況調査員の皆さん、ご苦労さまでした。 番号2番について説明いたします。申請地は、地図4ページ右側です。場所は、[]から西側に向かって600メートルぐらい行き、[]の[]の手前左側のところ。申請人は、[]さんであります。湿田解消のため、[]地内にある山砂を申請地に搬入したいとのごことでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議 長		それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長		質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を協議どおり同意することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		異議ないものと認め、番号2番を協議どおり同意することに決定をいたします。
議 長		続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局		番号3番、届出地、[]、田、100平方メートル。申請人、[]、[]。事由、湿田解消。期間は令和8年2月15日までとなっております。 以上でございます。

議 長	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p>
齊藤新一委員	<p>19番、齊藤です。申請番号3番について報告いたします。 場所については、地図5ページの左側の位置です。申請地は、田んぼで湿田解消のための行為です。農地改良制度の要件から判断して、いずれも適と認め、3人の総合意見として同意可と判断しましたので、報告いたします。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
小室満委員	<p>24番、小室です。現況調査員の皆さん、ご苦労さまでした。 番号3番についてご説明します。申請地は、先ほどの2番のお隣になります。地図は5ページになります。申請人は、 さんであります。湿田解消のため、畑田地内にある山砂を申請地に搬入したいとのことでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を協議どおり同意することで、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、番号3番を協議どおり同意することに決定をいたします。</p>
<p>(議案第7号 農地法第3条の買受適格証明書 の発行及び公売落札後の許可について)</p>	
議 長	<p>続きまして、議案第7号「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について」を議題といたします。</p>

議 長	番号1番, 番号2番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>番号1番, 土地の表示, [REDACTED], 畑, 1, 091平方メートル。願出人, [REDACTED], [REDACTED]。</p> <p>続きまして, 番号2番, 土地の表示, [REDACTED], 畑, 2, 361平方メートル。願出人, [REDACTED], [REDACTED]。番号1番, 番号2番とも全て公売になりまして, 入札期日, 令和8年2月26日, 開札期日, 令和8年2月26日となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 永井司委員	<p>それでは, 番号1番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>18番, 永井です。1番について説明いたします。 [REDACTED]さんは, 不規則ながら農業もやっております, 家族がバックアップして, 大々的に農業を繰り広げようとしておりますので, 何ら問題ないと思われまして, この案件よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議 長 箕輪秀克委員	<p>続きまして, 番号2番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>1番, 箕輪です。申請番号2番について説明いたします。 [REDACTED]さんは, 主にメロン, トマト等を耕作しており, 経営面積は325アールありまして, 家族2人, 実習生5人とともに熱心に取り組んでおります。また, 今回の公売案件の土地も現在 [REDACTED]であります。つきましては, 買受適格証明書の交付について問題ないと思われまして, ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは, 番号1番, 番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番, 番号2番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし, なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、番号1番、番号2番について申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可書を発行することといたします。</p> <p>(議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案) に対する意見決定について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第8号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められてございます。申請人につきましては20名、筆数72筆で、合計面積は13万8,548平方メートルとなっております。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和8年1月23日、銚田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、質疑に入ります。質疑を許します。どうでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p>

		(議案第9号 農業委員会事務局職員の人事について)
議	長	議案第9号 「農業委員会事務局職員の人事について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	局長
		<p>それでは、「農業委員会事務局職員の人事について」ご説明いたします。まず、農業委員会の事務に従事する職員の任免につきましては、「農業委員会等に関する法律第26条第3項」により、農業委員会が行うこととされております。一方、銚田市においては、毎年4月1日付で職員の定期人事異動が行われており、その内示につきましては、例年でありまして3月下旬となっております。</p> <p>このため、「銚田市農業委員会事務局処務規程第2条第2項」に規定されているとおり、「総会を招集する時間的余裕がない場合」に該当すると考えられます。よって、例年どおり、会長専決により決裁を行い、「同条第3項」の規定に基づき、4月の定例総会において報告することになると考えております。</p> <p>また、今後の農業委員会事務局職員の定期人事異動に関する市長との交渉・調整につきましては、農業委員会を代表して、飯岡会長、大貫代理に一任いただきたいと思います。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいま事務局長の説明とおり、職員の人事異動については事務局で説明したとおりでございます。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>お諮りいたします。ただいまの事務局の説明のとおり、4月1日付の農業委員会事務局職員の定期人事異動に伴う、市長との交渉・調整については、会長並びに会長代理に一任ということで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	異議ないものと認め、会長並びに会長代理に一任させていただきます。

	<p>くことに決定いたします。</p> <p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議 長	<p>それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>4件の届け出がございました。11筆で面積は1万2,715平方メートル。いずれも合意解約となっております。 以上でございます。</p> <p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>8件の届出がございました。37筆で面積につきましては、合計で7万5,884平方メートルでございます。いずれも相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p> <p>(報告第3号 農地法制限除外の届出について)</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第3号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>5件の届出がございました。 番号1番、届出地、[REDACTED]、地目、田、面積100平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、田、面積30平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、田、面積430平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、田、面積200平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、田、面積250平方メートル。計5筆、1,010平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。 続きまして、番号2番、届出地、[REDACTED]、地目、田、面積320平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。 続きまして、番号3番、届出地、[REDACTED]、地目、田、面積30平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、田、面積200平方メートル。計2筆、230平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。 続きまして、番号4番、届出地、[REDACTED]、地目、田、面積240平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。 続きまして、番号5番、届出地、[REDACTED]、地目、田、面積30平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。番号1番から番号5番、全て転用施設は畦畔拡幅となっております。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、その他について何かありましたらお願いします。 事務局、どうぞ。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>皆さんのお手元のほうに農地利用最適化推進委員の法令遵守についてという紙がございます。こちらの資料のほうを御覧ください。2月8日に衆議院議員総選挙が予定されております。今年度は、選挙のほうが多かったので、説明は省略させていただきます</p>

山口正重委員	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
議長	<p>[Redacted]</p>
事務局	<p>そうですね、伐採の関係だと農業振興課だったり、農地の営農相談という形も農業振興課になりますし、担当課はいろいろ道路に関する部分は道路建設課ということで、ちょっといろいろ多岐にわたってくるかと思っておりますので。</p>
議長	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>

	<p>なってしまった場合のその補償なり何かは、農業委員会等にもこれ責任ではなくて、そういうことは言う権限はあると思いますので、二次災害、三次災害ということが想定されます</p> <p>ほかの担当課のほうと話し合っていて、なるべく早くに、事が大きくならないように進めていただければいいなと私は思っております。</p>
山口正重委員	<p>[Redacted]</p>
関根薫委員	<p>[Redacted]</p>
議長	<p>[Redacted]</p>

	<p>[Redacted]</p>
山口正重委員	<p>[Redacted]</p>
議長	<p>[Redacted]</p>
山口正重委員	<p>[Redacted]</p>
議長	<p>[Redacted]</p> <p>そのほかはどうでしょうか。ないでしょうか。大丈夫。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>それでは、議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会1月定例総会を閉会いた</p>

します。どうもご苦労さまでございました。

午後3時31分 閉 会

署 名 人

議長（会長）

21番委員

23番委員